

議案第72号

## 福島市議会議員定数条例の一部を改正する 条例制定の件

本議案を、地方自治法第112条第1項及び福島市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和7年6月18日

福島市議会議長 萩原太郎 様

提出者

福島市議会議員 白川敏明  
真田広志  
高木克尚  
後藤善次

(別紙)

## 福島市議会議員定数条例の一部を改正する条例

福島市議会議員定数条例（平成14年条例第15号）の一部を次のように改正する。  
本則中「35人」を「34人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(提案理由)

福島市議会議員の定数を35人から34人とするため、所要の改正を行うものである。